

令和4年第2回

柳川市農業委員会総会議事録

令和4年2月10日

柳川市農業委員会

第 2 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 4 年 2 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 44 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 16名 欠席者 3名

議 題 議案第 6 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 8 号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第 9 号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第 10 号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第 11 号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

3. 農地改良行為届出書について

その他

※午後 3 時 30 分～

・推進委員への総会結果報告会議

推進委員出席者 15名 欠席者 4名

農業委員

出席委員（16名）

1番 山 田 善 治
3番 亀 崎 忠 治
5番 古 賀 勝 次
8番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
14番 島 添 茂 樹
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

2番 高 田 一 利
4番 吉 丸 隆 吉
6番 椛 島 練 二
9番 藤 木 邦 彦
12番 松 藤 一 利
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

欠席委員（3名）

7番 大 淵 秀 樹
13番 松 藤 和 彦

11番 松 藤 政 義

推進委員

出席委員（15名）

龍 繁 樹
藤 木 二三男
古 賀 宏 義
櫻 木 利 和
松 藤 稔
鶴 田 信 行
三 浦 榮 一
江 口 克 子

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
浦 幸之助
原 壽 利
吉 開 健

欠席委員（4名）

椛 島 一 晴
高 口 勇 晴

梅 崎 直 祝
平 川 貴 大

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

本会議に出席した市役所職員

農政課長 木 下 隆

農政課補佐 木 原 隆 文

農政課農政係 中 園 歩 嵩

午後 2 時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、出席予定の方は全員おそろいでございますので、第 2 回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。

柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしくお願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。本日は第 2 回柳川市農業委員会総会に出席いただきましてありがとうございます。

今年も年初から、残念ながら 1 月下旬から柳川のほうも新型コロナウイルスの 2 桁台の新規感染者が出ておるような状況でございましたので、今日は農業委員の方と推進委員の方々と分けて総会を開こうということにしましたので御理解をいただきたいと思います。

それから、せんだって農業関係の家族協定調印式がありました。今回は 3 家族が調印されて、3 家族ともイチゴの経営を今後やっていかれるということでもございました。農業従事者が減少する中で、農業経営にしっかり向かっていこうという、そういう家族ができたことについて、非常に心強く思ったところでございます。

本日の出席委員は 16 名、定足数であります。よって、ただいまから令和 4 年第 2 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和 4 年

第 2 回柳川市農業委員会総会議案

議案第 6 号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第8号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第9号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第11号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農地改良行為届出書について

その他

令和4年2月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第6号から議案第11号までの6件と報告事項4件であります。

本日の議事録署名委員に、1番山田善治委員、17番阿志賀一喜委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第6号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,144平米、外1筆、合計5,989平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,402平米、外1筆、合計2,063平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積354平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積48平米、外1筆、合計807平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、母である〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。

この農地は残存小作が設定されており、現地は〇〇さんが所有する農地と一体であります。今回は、その残存小作を解消し、所有権移転を行うものです。

〇〇さんは、下限面積を満たしませんが、その場所、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認め、第3条の例外規定を適用するものです。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は2筆で〇〇円。

以上、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第6号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第6号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第7号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,547平米、外1筆、合計1,740平米。
申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、海苔網干場兼作業場、海苔用資材置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,136平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、店舗。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,990平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、工場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,214平米、外1筆、合計1,345平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場及び倉庫用地。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが、海苔網干場、作業場及び資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが、ラーメン店を建設するための申請です。

契約の種類は使用貸借。義父から子へ無償でラーメン店舗用地のため、20年間の使用貸借契約がなされています。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、自動車整備工場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、資材置場及び倉庫を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び2番は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、1番は集落接続として、2番は一般国道の県道区域で、その他、これらに類する施設の食堂等の例外規定に該当するため転用目的は問題ないと判断します。

申請番号3番の農地区分は、沿岸道路の〇〇インターチェンジからおおむね300メートル以内にあり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第7号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第7号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第8号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第8号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,692平米。申出人、〇〇。理由、令和4年1月6日申出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,459平米。申出人、〇〇。理由、令和4年1月12日申出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区、2番は三橋地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。

議案第8号の申請番号1番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号2番は、推進委員の鶴田信行、原壽利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成多数であります。よって、議案第8号については、先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第9号 柳川市農用地利用集積計画について所有権の移転及び利用権設定を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第9号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の1枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。A4サイズの1枚物となります。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年2月14日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権。地目・田。農用地の利用内容、水田として。面積20,213平米、筆数11筆。売り手4名、買い手8名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,746平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年2月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。外9件です。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ9枚つづりの農用地利用集積事業公告概要票の農地中間管理事業分を御覧ください。

こちらにつきましては、合計部分のみを朗読させていただきますので、No. 4 / 4 ページの右手の合計箇所を御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和4年6月10日。利用権の種類、賃借権。通年借地、通年。地目・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積1,014,550.49平米。筆数、548筆。関係農家数、貸し手161戸、借り手1戸。賃借料、最高〇〇円、最低〇〇円。

利用権の種類、賃借権、通年借地、通年。地目・畑。対象作物、水稻・麦・大豆。面積1,247.45平米。筆数、10筆。関係農家数、貸し手7戸、借り手、1戸。賃借料、最高〇〇円、最低〇〇円。

利用権の種類、使用賃借権。通年借地、通年。地目・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積5,249平米。筆数3筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手1戸。

合計面積1,021,046.94平米。合計筆数、561筆。合計貸し手170戸、合計借り手1戸。

各筆明細のA3サイズ9枚につきましては、後ほど各自で御確認をお願いいたします。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第9号について御意見、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第9号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第10号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第11号 農業の振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第10号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第11号

1. 農業振興に関する計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の規定に基づき

「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので付議する。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いいたします。

○農政課長（木下 隆君）

皆さんこんにちは。農政課の木下と申します。委員の皆様には、日頃から農業行政全般にわたり、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日御説明申し上げます農業振興地域計画については、農業の健全な発展を図るため策定し、農業地域について圃場整備、農業振興などに関する施策を行うための根幹となるものであります。

しかしながら、もろもろの事情でやむなく農業振興地域除外や用途区分の変更の相談があっております。整備計画の変更については年に2回受付を行っておりますが、今回は11月15日から12月14日まで受付を行いました令和3年度第2回分として、除外5件、用途区分の変更2件、編入1件の、計8件の案件がございます。この8件について御意見をお伺いするものでございます。

この後、詳細の説明を担当より行います。どうぞよろしく願いいたします。

○農政課農政係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。

11月15日から12月14日までに、除外5件、用途区分の変更2件、編入1件の計画変更の申出があっておりますので、お手元の資料に沿って説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、1番から5番までの除外についてですが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農・利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

土地改良事業についてですが、国営施設機能保全事業がまだ8年経過していないものもありますが、27号計画により、農家世帯からの雇用や道水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくことになっております。

6番、7番の用途区分変更は、農用地区域のまま、農業用倉庫等、農業に直接関係する施

設を建設する軽微な変更です。

8番の編入は、農用地区域外の農地を農用地区域に編入するもので、特に要件などはありません。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積203平米。計画変更の内容、資材置場。転用者、〇〇。図面等については、1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積1,228平米のうち495平米、計画変更の内容、農家の分家住宅。転用者、〇〇さん。図面等については、4ページから6ページとなっております。

申請番号3番、所有者〇〇さん。申請地番、〇〇、面積558平米。計画変更の内容、農家の分家住宅。転用者、〇〇さん。図面等については、7ページから9ページとなっております。

申請番号4番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積95平米。計画変更の内容、自動車整備工場。転用者、〇〇。図面等については、10ページから12ページとなります。

申請番号5番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積202平米。計画変更の内容、一般住宅。転用者、〇〇さん。図面等については、13ページから15ページとなります。

申請番号6番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、外1筆。面積6,176平米のうち1,408平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇さん。図面等については、16ページから18ページとなります。

申請番号7番、所有者、〇〇。申請地番、〇〇、面積660平米。計画変更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇。図面等については、19ページから21ページとなります。

申請番号8番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、面積1,191平米のうち600平米。計画変更の内容、編入。図面等については、22ページから23ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地確認をしていただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第10号及び議案第11号について、御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第10号及び議案第11号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年12月24日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積444平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（3条賃借権）外9件です。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年1月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積354平米。使用貸人、〇〇、使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和4年1月19日。

報 告

3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年1月4日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,624平米。願出人、〇〇。備考、令和3年10月20日付けで申出書を提出されていましたが、所有者(〇〇)死亡により取り下げるものです。

報 告

4. 農地改良行為届出書について

下記農地について農地改良行為届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年1月13日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積390平米。届出者、〇〇。施工完了後の営農計画(予定作物)、令和6年5月から作付け。予定作物、馬鈴薯、野菜。備考、盛土高30センチ。

報告は以上です。

○議長(松藤正之君)

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、その他について事務局より説明をお願いいたします。

○3番(亀崎忠治君)

ちょっといいですか。

○議長(松藤正之君)

はい、どうぞ。

○3番(亀崎忠治君)

今報告のあった8ページの3番、あっせん申出書の取下願ですね。これはどこまで進んでいる状況で取下願いになったのですか。

○事務局長（乗富和也君）

ただいま亀崎委員さんのほうから、8ページの真ん中にありますあっせんの取下願というのが出されておりますが、これが以前、あっせんにかかった分でございます。既に双方の契約を整えまして、中間管理機構のほうに所有権が移る前に所有者の方がお亡くなりになったんですよ。それで、どうしてもまた振出しに戻ってしまったという状況になりましたので、出ておりましたあっせんを一旦取り下げさせていただいておるところです。

なお、相続が完了されたということもお聞きしていますので、またあっせんが申出として新たな相続者の方で出てくるかと思っております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項を申し上げます。

まず、先ほどのあっせんの指名をいただいた昭代と三橋の分については、この後の推進委員さんの会議の終了後に、推進委員さんのほうに資料はお渡ししたいと思っております。

それから2点目が、次回、3月の総会日程でございますが、回りの総会は3月10日木曜日になります。時間は同じく午後2時から、こちらの場所で開催をいたします。

なお、コロナの状況次第にはなってきますけれども、場合によってはまた本日と同じような開催方法を取らざるを得ないこともあるかと思っておりますので、またその辺は議案書を送付する際の文書のほうでお知らせをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから、本日、机の上に農地パトロールの資料をお配りしておりましたけど、そちらを御覧いただきたいと思っております。

年末までの状況を各班ごとにまとめたものをお配りさせていただいております。

まず1ページが、各班ごとの地区とお名前が入ったものになっております。

2ページめが、遊休農地を各班ごとにまとめた状況ですね。全年度末から比較すると、ちょっと数字的には若干、また増えているような状況です。

それから、3ページは、各班ごとの筆の明細というふうになっております。いつもどおり

色をつけておるところは、既に草刈り等もされたということで解消扱いとしておる分でございます。

4 ページが、今度、無断転用の分の各班別の数字というふうになっております。前年度末と比較しますと、こちらは若干減少しておる状況です。

5 ページのほうは、その各班ごとの明細ということで資料のほうをお配りしております。

例年ですけれども、2 回目の農地パトロールの実施を各班ごとでお願いしたいと思っております。パトロールが終わりましたら、また事務局のほうに報告をお願いしたいと思っております。

なお、期間については、大変お忙しいところもあるかと思っておりますけれども、可能な限り2 月中でやっていただければ助かるなどと思っております。それを踏まえて、1 年間の最終のまとめに入っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（松藤正之君）

どうぞ。

○17番（阿志賀一喜君）

すみません、要望をいいですか。

今、新型コロナが拡大しておりますし、J A等の施設に関して、今全てパーティションがあります。市が指導する立場でパーティションがないのはちょっとおかしいんじゃないかと思っておりますので、一応、パーティションの設置ができればと要望を申し上げておきます。

○議長（松藤正之君）

パーティションについて、事務局よりどうぞ。

○事務局長（乗富和也君）

ただいま阿志賀委員さんのほうから、各委員さんの席の間にパーティションなりを設置できないかという御要望がございましたので、これは事務局、持ち帰りまして、なるべく対応できるようにしたいと思っております。

○議長（松藤正之君）

それで大丈夫ですか。

○17番（阿志賀一喜君）

はい、いいです。

○議長（松藤正之君）

これもちまして、令和4年第2回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時44分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年2月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 山 田 善 治

〃 阿志賀 一 喜